

公示番号：170154

国名：モザンビーク

担当部署：アフリカ部アフリカ第三課

案件名：円借款事業実施支援アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款事業実施支援アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務
- (4) 類似業務：円借款事業実施支援に係る各種業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年5月下旬から2018年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 8.00/M、合計 8.80M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 50日、国内整理 1日
 - ・ 第4次 国内準備 1日、現地業務 50日、国内整理 1日
 - ・ 第5次 国内準備 1日、現地業務 40日、国内整理 1日
 - ・ 第6次 国内準備 1日、現地業務 40日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣は2017年5月下旬に現地業務を開始して下さい。第2次派遣時からの具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月12日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	円借款事業実施支援に係る各種業務
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：対象とする円借款案件本体に関わるコンサルタントを除く
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

モザンビークにおいて我が国は「モンテプエス - リシंगा道路事業 (2007 年 3 月 L/A 調印)」、「ナンプラ - クアンバ間道路改善事業 (2010 年 3 月 L/A 調印)」、「ナカラ港開発事業(I)(2013 年 3 月 L/A 調印)、(II) (2015 年 6 月 L/A 調印)」、「マンディンバ - リシंगा間道路改善事業 (2013 年 11 月 L/A 調印)」、「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画 (2014 年 1 月 L/A 調印)」の 5 件の円借款事業を実施中であり、今後も継続的に有償資金協力を形成していく方針である。かかる状況下、2014 年 4 月～12 月の間、道路公社(ANE)への専門家派遣を通じた事業実施監理促進支援、2015 年 3 月～12 月、2016 年 1 月～2017 年 6 月まで ANE に加え運輸通信省(MTC)、電力公社(EDM)に対する事業実施監理促進支援を実施してきている。これまでの支援を通じ、円借款事業のボトルネックとなっていた道路案件におけるディスバースの遅延改善、実施機関側の円借款事業への理解促進等一定の効果が確認されているものの、今後実施機関が独立して円借款実施監理を行っていくためには、組織そのものの能力強化と ANE,EDM,MTC で実施中ないし実施予定のコミットメント方式によるディスバースメントが滞りなく実施されることが必要となっている。係る状況を踏まえ、今後新たに派遣される円借款事業実施支援アドバイザーは、円借款事業の実施機関である ANE、MTC、EDM に加え、他円借款事業関係者（経済財務省 MEF、モザンビーク中央銀行 (BOM)、アフリカ開発銀行 (AFDB)、韓国輸出入銀行 (KEXIM)、実施中事業のコンサルタント、施工業者）とも調整・連携しながら、実施中の円借款事業および円借款貸付完了済の事業を含んだ事業の実施監理支援及び貸付実行促進支援を行う。特に ANE に対してはプロジェクトマネジメント能力強化を通じて、ボトルネックが多い事業の進捗促進支援を実施する

さらに本業務を通じてモザンビーク政府の人材育成を行い、もって同国の円借款調達実施監理能力強化を図る。

7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款事業の実施機関である ANE、MTC 及び EDM を主たるカウンターパート(C/P)とする一方、その他円借款事業関係者 MEF、BOM、AFDB、KEXIM、実施中事業のコンサルタント、施工業者)とも調整・連携しながら、実施中円借款事業および円借款貸付完了済の事業を含んだ事業の実施監理支援及び貸付実行促進支援を行う。また、本業務を通じたモザンビーク政府の人材育成を行い、もって同国の円借款調達実施監理能力強化を図る。特に最も多くの円借款事業を実施中で、かつ進捗が芳しくない事業を抱える ANE については、組織のプロジェクトマネジメント能力強化支援を通じた ANE 事業の実施促進を図る。

【全派遣共通】

- ① JICAによる新規案件形成のための情報収集を支援する。
- ② JICAによる他ドナーの動向にかかる情報収集を支援する。

(1) 国内準備期間 (2017年5月下旬)

- ① これまでモザンビークにおいて JICA が行ってきた円借款事業に関して、各種報告書及び JICA アフリカ部・課題部・審査部等の関係者からの情報収集を通じて、協力概要を把握する。
- ② 各種報告書等を通じ協調融資先である AFDB との協調融資スキームを把握する。
- ③ これまで派遣された道路事業実施監理アドバイザー及び円借款事業実施支援アドバイザーの報告書を確認し、各実施機関が抱える課題を把握する。
- ④ 上記を踏まえワークプラン案(和文及び英文)を作成し、JICA アフリカ部へ提出の上、説明を行う。

(2) 第1次現地派遣期間 (2017年5月下旬～6月中旬)

- ① 他ドナーや円借款貸付実行関係者及び個別事業に関して、現地活動に必要な基礎情報を収集する。
- ② これまで派遣された道路事業実施監理アドバイザー及び円借款事業実施支援アドバイザーの提言を踏まえ、ANE のプロジェクト管理体制を分析し、課題の抽出、分析を行う。
- ③ ①、②を踏まえ、ANE に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための提言及び指導を行う。

ア) AFDB、KEXIM、JICA、ANE の4者間で月一回開催されている協調件進捗モニタリング会合へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議開催するよう支援する(会議資料の作成、会議案内リマインド、会議終了後の議事録作成等への支援)。

イ) 貸付実行申請を担当する財務部門、工事進捗を担当する技術部門、契約手続きを担当する調達部門等、事業に関係する全ての部門担当者を集めた定期的な会議開催を提言し、同会議が定着するよう支援を行う。なお、同会議の開催頻度は月1回とし、本業務従事者の派遣時に開催がなされ

- るよう調整する。
- ウ) プロジェクトの進捗、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクト管理手法全般に対する助言、指導を行う。特に AFDB との協調融資案件において生じている問題を分析し、ANE として必要なアクションを提言し、改善に向けて指導する。
 - エ) これまで派遣された道路事業実施監理アドバイザー及び円借款実施支援アドバイザーの提言を踏まえ、実施中事業の調達及び貸付実行申請を中心とした業務手続をレビューし、課題の抽出、分析を行う。
 - オ) イ)、ウ) を踏まえ各実施機関に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導及び実施促進を行う。調達及び契約管理・貸付実行申請業務の現状確認、及びそれに基づいた助言・指導を通じ、事業の実施促進、貸付実行促進を行う。
 - カ) その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英・和文）を作成し、実施機関及び JICA モザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(3) 第 1 次国内整理期間（2017 年 6 月下旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA アフリカ部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次国内準備期間（2017 年 7 月上旬）

第 2 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、アフリカ部による確認の後報告する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

(5) 第 2 次現地派遣期間（2017 年 7 月下旬～8 月中旬）

- ① ANE によるプロジェクト管理能力改善状況をレビューする。
- ② ①を踏まえ、ANE に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行う。
- ③ AFDB、KEXIM、JICA、ANE の 4 者間で月一回開催されている協調融資案件進捗モニタリング会合へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議開催するよう支援する（会議資料の作成、会議案内リマインド、会議終了後の議事録作成等の支援）。
- ④ 第 1 次現地派遣で開催・定着を支援した、事業に関係する全ての部門担当者を集めた定期的な会議へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議を開催するよう支援する。会議内容を分析し、課題を抽出し、それに基づく助言、指導を行う。
- ⑤ プロジェクトの進捗、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクト管理手法全般にかかる助言、指導を行う。特に AFDB との協調融資案件において生じている問題を分析し、ANE として必要なアクションを提言し、改善に向けて指導する。
- ⑥ プロジェクト管理手法にかかるワークショップを開催する。ANE 以外の実施機関にも参加を促進し、進捗状況と課題を実施機関間で共有する。開催回数は

現地派遣毎に一回（一日）、対象人数 20 名程度、会場は ANE 負担を想定する。本業務従事者はワークショップにかかる資料作成費用を臨時会計役にて委嘱されている予算から負担する。また、各円借款事業の進捗によっては、内容を貸付実行方式の一つであるコミットメント方式の手続きにかかるセミナーとし、同方式の理解促進を図る。

- ⑦ 各実施機関による円借款事業関連業務の改善状況をレビューし、レビュー結果を踏まえ、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行い、事業実施を促進する。
 - ⑧ 調達及び契約調達及び契約管理・貸付実行申請業務の現状確認、並びにそれに基づいた助言・指導を通じ、プロジェクト実施や貸付実行申請を促進する。
 - ⑨ ⑥に記載のワークショップを通じ、プロジェクトの管理能力の向上や、円借款手続きの理解促進を図る。
 - ⑩ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
 - ⑪ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英・和文）を作成し、実施機関及び JICA モザンビーク事務所に提出し、報告を行う
- (6) 第 2 次国内整理期間（2017 年 8 月下旬）
- ① 第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA アフリカ部に提出し、報告する。

- (7) 第 3 次国内準備期間（2017 年 9 月上旬）
- 第 3 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、アフリカ部による確認の後報告する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

- (8) 第 3 次現地派遣期間（2017 年 9 月上旬～10 月中旬）
- ① ANE によるプロジェクト管理能力改善状況をレビューする。
 - ② ①を踏まえ、ANE に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行う。
 - ③ AFDB、KEXIM、JICA、ANE の 4 者間で月一回開催されている協調融資案件進捗モニタリング会合へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議開催するよう支援する（会議資料の作成、会議案内リマインド、会議終了後の議事録作成等の支援）。
 - ④ 第 1 次現地派遣で開催・定着を支援した、事業に関係する全ての部門担当者を集めた定期的な会議へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議を開催するよう支援する。会議内容を分析し、課題を抽出し、それに基づく助言、指導を行う。
 - ⑤ プロジェクトの進捗、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクト管理手法全般にかかる助言、指導を行う。特に AFDB との協調融資案件において生じている問題を分析し、ANE として必要なアクションを提言し、改善に向けて指導する。
 - ⑥ プロジェクト管理手法にかかるワークショップを開催する。ANE 以外の実施機関にも参加を促進し、進捗状況と課題を実施機関間で共有する。開催回数は

現地派遣毎に一回（一日）、対象人数 20 名程度、会場は ANE 負担を想定する。本業務従事者はワークショップにかかる資料作成費用を臨時会計役にて委嘱されている予算から負担する。また、各円借款事業の進捗によっては、内容を貸付実行方式の一つであるコミットメント方式の手続きにかかるセミナーとし、同方式の理解促進を図る。

- ⑦ 各実施機関による円借款事業関連業務の改善状況をレビューし、レビュー結果を踏まえ、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行い、事業実施を促進する。
- ⑧ 調達及び契約調達及び契約管理・貸付実行申請業務の現状確認、並びにそれに基づいた助言・指導を通じ、プロジェクト実施や貸付実行申請を促進する。
- ⑨ ⑥に記載のワークショップを通じ、プロジェクトの管理能力の向上や、円借款手続きの理解促進を図る。
- ⑩ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ⑪ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英・和文）を作成し、実施機関及び JICA モザンビーク事務所に提出し、報告を行う

（9）第 3 次国内整理期間（2017 年 10 月下旬）

- ① 第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA アフリカ部に提出し、報告する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

（10）第 4 次国内準備期間（2017 年 11 月上旬）

第 4 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、アフリカ部による確認の後報告する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

（11）第 4 次現地派遣期間（2017 年 11 月上旬～12 月中旬）

- ① ANE によるプロジェクト管理能力改善状況をレビューする。
- ② ①を踏まえ、ANE に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行う。
- ③ AFDB、KEXIM、JICA、ANE の 4 者間で月一回開催されている協調融資案件進捗モニタリング会合へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議開催するよう支援する（会議資料の作成、会議案内リマインド、会議終了後の議事録作成等の支援）。
- ④ 第 1 次現地派遣で開催・定着を支援した、事業に関係する全ての部門担当者を集めた定期的な会議へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議を開催するよう支援する。会議内容を分析し、課題を抽出し、それに基づく助言、指導を行う。
- ⑤ プロジェクトの進捗、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクト管理手法全般にかかる助言、指導を行う。特に AFDB との協調融資案件において生じている問題を分析し、ANE として必要なアクションを提言し、改善に向けて指導する。
- ⑥ プロジェクト管理手法にかかるワークショップを開催する。ANE 以外の実施機関にも参加を促進し、進捗状況と課題を実施機関間で共有する。開催回数は現地派遣毎に一回（一日）、対象人数 20 名程度、会場は ANE 負担を想定する。

本業務従事者はワークショップにかかる資料作成費用を臨時会計役にて委嘱されている予算から負担する。また、各円借款事業の進捗によっては、内容を貸付実行方式の一つであるコミットメント方式の手続きにかかるセミナーとし、同方式の理解促進を図る。

- ⑦ 各実施機関による円借款事業関連業務の改善状況をレビューし、レビュー結果を踏まえ、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行い、事業実施を促進する。
- ⑧ 調達及び契約調達及び契約管理・貸付実行申請業務の現状確認、並びにそれに基づいた助言・指導を通じ、プロジェクト実施や貸付実行申請を促進する。記載のワークワークショップを通じ、プロジェクトの管理能力の向上や、円借款手続きの理解促進を図る。
- ⑨ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ⑩ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英・和文）を作成し、実施機関及び JICA モザンビーク事務所へ提出し、報告を行う。

(12) 第4次国内整理期間（2017年12月中旬）

第4次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA アフリカ部に提出し、報告する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

(13) 第5次国内準備期間（2018年1月下旬）

第5次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、アフリカ部による確認の後提出する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

(14) 第5次現地派遣期間（2018年2月中旬～3月下旬）

- ① ANE によるプロジェクト管理能力改善状況をレビューする。
- ② ①を踏まえ、ANE に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行う。
- ③ AFDB、KEXIM、JICA、ANE の4者間で月一回開催されている協調融資案件進捗モニタリング会合へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議開催するよう支援する（会議資料の作成、会議案内リマインド、会議終了後の議事録作成等の支援）。
- ④ 第1次現地派遣で開催・定着を支援した、事業に関係する全ての部門担当者を集めた定期的な会議へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議を開催するよう支援する。会議内容を分析し、課題を抽出し、それに基づく助言、指導を行う。
- ⑤ プロジェクトの進捗、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクト管理手法全般にかかる助言、指導を行う。特に AFDB との協調融資案件において生じている問題を分析し、ANE として必要なアクションを提言し、改善に向けて指導する。
- ⑥ プロジェクト管理手法にかかるワークショップを開催する。ANE 以外の実施機関にも参加を促進し、進捗状況と課題を実施機関間で共有する。開催回数は現地派遣毎に一回（一日）、対象人数20名程度、会場はANE負担を想定す

る。本業務従事者はワークショップにかかる資料作成費用を臨時会計役にて委嘱されている予算から負担する。また、各円借款事業の進捗によっては、内容を貸付実行方式の一つであるコミットメント方式の手続きにかかるセミナーとし、同方式の理解促進を図る。

- ⑦ 各実施機関による円借款事業関連業務の改善状況をレビューし、レビュー結果を踏まえ、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行い、事業実施を促進する。
- ⑧ 調達及び契約調達及び契約管理・貸付実行申請業務の現状確認、並びにそれに基づいた助言・指導を通じ、プロジェクト実施や貸付実行申請を促進する。
- ⑨ ⑥に記載のワークワークショップを通じ、プロジェクトの管理能力の向上や、円借款手続きの理解促進を図る。
- ⑩ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ⑪ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英・和文）を作成し、実施機関及び JICA モザンビーク事務所へ提出し、報告を行う

(15) 第5次国内整理期間（2018年3月下旬）

第5次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA アフリカ部に提出し、報告する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

(16) 第6次国内準備期間（2018年5月中旬）

第2次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、アフリカ部による確認の後提出する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

(17) 第6次現地派遣期間（2018年5月下旬～7月上旬）

- ① ANE によるプロジェクト管理能力改善状況をレビューする。
- ② ①を踏まえ、ANE に対して、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行う。
- ③ AFDB、KEXIM、JICA、ANE の4者間で月一回開催されている協調融資案件進捗モニタリング会合へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議開催するよう支援する（会議資料の作成、会議案内リマインド、会議終了後の議事録作成等の支援）。
- ④ 第1次現地派遣で開催・定着を支援した、事業に関係する全ての部門担当者を集めた定期的な会議へ参加するとともに、ANE 側が適切に会議を開催するよう支援する。会議内容を分析し、課題を抽出し、それに基づく助言、指導を行う。

(2) プロジェクトの進捗、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクト管理手法全般にかかる助言、指導を行う。特に AFDB との協調融資案件において生じている問題を分析し、ANE として必要なアクションを提言し、改善に向けて指導する。

⑥ プロジェクト管理手法にかかるワークショップを開催する。ANE 以外の実施機関にも参加を促進し、進捗状況と課題を実施機関間で共有する。開催回数は現地派遣毎に一回（一日）、対象人数 20 名程度、会場は ANE 負担を想定

する。本業務従事者はワークショップにかかる資料作成費用を臨時会計役にて委嘱されている予算から負担する。また、各円借款事業の進捗によっては、内容を貸付実行方式の一つであるコミットメント方式の手続きにかかるセミナーとし、同方式の理解促進を図る。

⑦各実施機関による円借款事業関連業務の改善状況をレビューし、レビュー結果を踏まえ、以下の項目についてプロジェクト管理能力向上のための指導を行い、事業実施を促進する。

⑧ 調達及び契約調達及び契約管理・貸付実行申請業務の現状確認、並びにそれに基づいた助言・指導を通じ、プロジェクト実施や貸付実行申請を促進する。

⑨⑥に記載のワークワークショップを通じ、プロジェクトの管理能力の向上や、円借款手続きの理解促進を図る。

⑩その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。

⑪ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英・和文)を作成し、実施機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う

(18) 第6次国内整理期間(2018年7月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA アフリカ部に提出し、今後の課題を含めた報告を行う。

(19) 帰国後整理期間(2018年7月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(和文)(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。電子データでJICA アフリカ部に事前に共有のうえ、国内準備期間および現地派遣開始時に説明を行う

(2) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。電子データでJICA アフリカ部に事前に共有のうえ、現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及び実施機関にワークプランを提出、説明の上業務内容を確認する。

(3) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。ただし、第6次現地業務結果報告書(和文)は(4) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書(英文)はC/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

(4) 専門家業務完了報告書（和文2部）

以下の記載事項を内容に盛り込むこと

- 1) 業務の具体的内容
- 2) これまでの派遣実績
- 3) 業務の目的
- 4) 業務の達成状況及び業務実施上遭遇した課題とその対処
 - MZ-P1 モンテプエス-リシガ間道路事業
 - MZ-P2 ナンプラ-クアンバ間道路改善事業
 - MZ-P3 ナカラ港開発事業（Ⅰ）（Ⅱ）
 - MZ-P4 マンディンバ-リシガ間道路改善事業
 - MZ-P5 マプト・ガス複合式火力発電所整備事業
 - ディスバース促進支援
 - 契約管理等にかかる支援
 - アフリカ開発銀行との協調融資スキームの実施監理について
 - 他ドナーの動向について
 - その他（セミナー・研修等）
- 5) プロジェクト実施上での残された課題
- 6) 提言と教訓

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA アフリカ部及びモザンビーク事務所に提出する。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒香港/シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒香港/シンガポール⇒日本を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。

(3) 一般業務費の上限加算

以下に記載の一般業務費については、JICA モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませないので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 通訳費
- ・ 消耗品購入費
- ・ 交通費

- ・ 車両関係費
- ・ 任国内旅費
- ・ 通信及び郵便に係る経費
- ・ 資料作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

② 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

A N E 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を簡易プロポーザル提出期限まで当 JICA アフリカ部アフリカ第三課（TEL:03-5226-6311）にて閲覧可能です。

- ・ 道路事業実施監理専門家業務完了報告書
- ・ 円借款事業実施支援専門家業務完了報告書

②本業務に関する以下の資料が J I C A のホームページ、J I C A 図書館のウェブサイト及びナレッジサイトの該当ページで公開されています。

- ・ 「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/japanese_2012.html
- ・ 「モンテプエス-リシंगा間道路事業」
https://www.jica.go.jp/press/2013/20131129_01.html

- ・「ナンプラ-クアンバ間道路改善事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_MZ-P2_1_s.pdf
- ・「マンディンバ-リシंगा道路改善事業」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/MZ-P4/index.html>
- ・「マプト・ガス複合式火力発電所整備事業」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/MZ-P5/index.html>
- ・「ナカラ港開発事業（Ⅰ）」、「ナカラ港開発事業（Ⅱ）」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/MZ-P3/index.html>
<https://www.jica.go.jp/oda/project/MZ-P6/index.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 入国条件として黄熱病の予防接種が必要です。また入国条件には必要ありませんが狂犬病の予防接種をお勧めします。
- ③ 本業務においては、年度をまたぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要ありません。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上